

令和6年3月市議会定例会議

建設水道常任委員会資料

議案第41号 福島市営住宅等条例の一部を改正する条例制定の件 P. 2

都市政策部

議案第41号 福島市営住宅等条例の一部を改正する条例制定の件

議案書
P.118、119

1. 改正の趣旨

子育て世帯、若者夫婦世帯を対象とした住宅支援のさらなる充実、及び指定管理者制度の導入により多様化する入居者ニーズへの対応や運営管理の効率化を図ることを目的に改正を行う。

2. 改正の内容

(1)新婚・子育て世帯向け住宅の入居要件“緩和”

	改正前	改正後
1 入居収入基準の緩和 (世帯月額所得214,000円以下 →259,000円以下)	世帯月額所得214,000円以下 3人世帯(夫婦+子1人) 年収約530万円以下 4人世帯(夫婦+子2人) 年収約580万円以下	世帯月額所得259,000円以下 3人世帯(夫婦+子1人) 年収約600万円以下 4人世帯(夫婦+子2人) 年収約660万円以下
2 新婚世帯要件の拡大 (新婚世帯→新婚も含めた 若者夫婦世帯)	結婚してから3年以内で、共に39歳以下の夫婦	どちらかが39歳以下の夫婦
3 子育て世帯要件の拡大 (小学生以下→18歳未満)	小学校修了前の子がいる世帯	18歳未満の子がいる世帯

(2)指定管理者制度の導入を可能とする改正(令和7年度導入予定)

(3)施行日 令和6年4月1日